

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第806回）
中国電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和元年12月6日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

1. 共通

- ① ガス化するか等の判断が定量的に説明できるものについてはその妥当性も含めて説明すること。
- ② エアロゾル化の判断基準等、説明が足りていない部分についてまとめ資料を充実すること。
- ③ 窒素、水素等の物質は有毒化学物質ではないとして、固定源及び可動源の調査対象から除外しているが、ICSC等によるデータも踏まえて説明すること。
- ④ それぞれの物質に対する風向ごとの評価結果を示し最も高い濃度が示されていることを説明すること。
- ⑤ 蒸発率の評価に用いる入力パラメータを示しその妥当性を説明すること（パラメータ入力値に関する説明を充実させること）。
- ⑥ 現状設置されている設備に対する漏えい検知に当たっては、通常時のパトロール者や重大事故時のアクセスルートを通過する者への影響等も踏まえて説明すること。その際、柏崎の場合は、外気取入口での濃度が防護判断基準値を超えている点も考慮すること。
- ⑦ 先行PWRの補正内容及び6条竜巻等のガイドが制定されているものの申請内容を踏まえて、補正する事項を検討すること。

2. 中国電力株式会社

- ⑧ 令和元年9月12日の6条竜巻の会合では、1号炉建物について「廃止措置中であり将来的には建物を撤去することから障害物として考慮せず」とした経緯がある。大気拡散評価について、巻き込みを生じる建物で1号炉タービン建物を考慮している理由を説明すること。また、その他の条文も含めて矛盾がないか確認し、説明すること。
- ⑨ 敷地外固定源の貯蔵量について、推定方法等の考え方を説明すること。
- ⑩ 敷地内可動源の立会人については、SAの要員とは別の要員を当てるとしているが、具体的にはどの人員を当て、その者に必要な教育訓練を実施するのか説明すること。

3. 東京電力ホールディングス株式会社

- ⑪ 可動源の輸送ルートについて、保安規定等に定めて管理するという設計方針を示し、再度説明すること。
- ⑫ 評価点（中操外気取入口等）と可動源との高度差について、どのような考えに基づき0mが保守的であると判断したのか説明すること。
- ⑬ 可動源（塩酸）の想定する液だまり厚さを5mmに設定するに当たって、ソフトウェア「ALOHA」を利用しているが、文献のみならず他業界での評価方法の有無も踏まえて説明すること。
- ⑭ 六フッ化硫黄漏えい時の影響評価に当たっては、重要操作地点で行う作業の実態を踏まえ、適切な高さでの濃度評価を行うこと。
- ⑮ メタノール及び亜酸化窒素の急性ばく露のデータについて、化学プラントの基準等も含めて可能な限り調査し再度説明すること。
- ⑯ 敷地内可動源の放出継続時間が実効放出継続時間の1時間より短くなっているため、非保守的な評価となっていないか説明すること。

以上